



# 優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

## 内装床ユニット

Interior Floor-units

BLS IU:2013

2013年4月30日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**



# 目次

## 優良住宅部品認定基準

### 内装床ユニット

- I. 総則
  - 1. 適用範囲
  - 2. 用語の定義
  - 3. 部品の構成
  - 4. 材料
  - 5. 施工の範囲
  - 6. 寸法
- II. 要求事項
  - 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
    - 1.1 機能の確保
    - 1.2 安全性の確保
      - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
      - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
      - 1.2.3 健康上の安全性の確保
      - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
    - 1.3 耐久性の確保
    - 1.4 環境に対する配慮
      - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
      - 1.4.2 内装床ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
        - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
        - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
        - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
        - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
        - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
        - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
  - 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
    - 2.1 適切な品質管理の実施
    - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
      - 2.2.1 適切な品質保証の実施
      - 2.2.2 確実な供給体制の確保
      - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
        - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
        - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
      - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
        - 2.2.4.1 相談窓口の整備
        - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
        - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
    - 2.3 適切な施工の担保
      - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
      - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
  - 3 情報の提供に係る要求事項
    - 3.1 基本性能に関する情報提供
    - 3.2 使用に関する情報提供
    - 3.3 維持管理に関する情報提供
    - 3.4 施工に関する情報提供
- III. 附則

# 優良住宅部品認定基準

## 内装床ユニット

### I. 総則

#### 1. 適用範囲

RC造等の住宅におけるスラブの上に設けられた住宅内部の床を構成するものであり、スラブ上に布設された配管等のためのスペースが確保され、以下の各要件を満たしているものを対象とする。

#### 2. 用語の定義

a) 支持材

スラブ上に床構成部材を支持する垂直部材をいい、寸法調整材を含む。

b) 面材

床下地を構成する水平部材をいう。

c) 補強材

床を構成する部材を補強する部材をいう。

d) 取替えパーツ

将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

e) 消耗品

取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。

f) メンテナンス

製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

g) インターフェイス

他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

### 3. 部品の構成

a) 乾式二重床ユニットの構成は、表-1による。

表-1 構成

必須構成部品	選択構成部品
支持材、面材	仕上材、補強材、幅木、畳寄せ、雑巾摺、 際根太、受け材、クッション材、 寸法調整材、点検口、捨て張り材、 設備アウトレットボックス

b) 発泡プラスチック系床ユニットの構成は、表-2による。

表-2 構成

必須構成部品	選択構成部品
発泡プラスチック系 床下地パネル	仕上材、幅木、畳寄せ、際根太、 不陸調整材、点検口、配管用カバー、 捨て張り材、目地テープ

### 4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化していること。  
または、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

### 5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は原則として以下とする。

- a) ユニットの組立及び取付。
- b) ユニットの調整。

### 6. 寸法

a) ユニットの寸法は以下の寸法を基に設定すること。

150×n、910/10×n 若しくは 303×n 及び総合的に適正な寸法体系とすること。

b) ユニットの高さ方向の寸法

- 1) 床基準面は、主要な居室の敷物等の仕上げ材を除いた設計面と一致させること。
- 2) 寸法の適性範囲を明確にしておくこと。
- 3) 床の高さ寸法は、スラブ上に布設された配管等に支障がない寸法が確保されていること。

## II. 要求事項

### 1 住宅部品の性能等に係る要求事項

#### 1.1 機能の確保

##### a) 重量床衝撃音の遮断性能

重量床衝撃音の遮断性能を表示する場合は、所定の衝撃力により測定した重量床衝撃音レベル低減量に応じて、表－3に示す区分により表示すること。

表－3 重量床衝撃音レベル低減量

区分	重量床衝撃音レベル低減量			
	63Hz帯域	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域
重量A級	10dB以上	5dB以上	2dB以上	2dB以上
重量B級	5dB以上	0dB以上	-3dB以上	-3dB以上
重量C級	0dB以上	-5dB以上	-8dB以上	-8dB以上
重量D級	-5dB以上	-10dB以上	-10dB以上	-10dB以上
重量E級	-10dB以上	-10dB以上	-10dB以上	-10dB以上

##### b) 軽量床衝撃音の遮断性能

軽量床衝撃音の遮断性能を表示する場合は、所定の衝撃力により測定した軽量床衝撃音レベル低減量に応じて、表－4に示す区分により表示すること。

表－4 軽量床衝撃音レベル低減量

区分	軽量床衝撃音レベル低減量				
	125Hz帯域	250Hz帯域	500Hz帯域	1kHz帯域	2kHz帯域
軽量A級	15dB以上	24dB以上	30dB以上	34dB以上	36dB以上
軽量B級	10dB以上	19dB以上	25dB以上	29dB以上	31dB以上
軽量C級	5dB以上	14dB以上	20dB以上	24dB以上	26dB以上
軽量D級	0dB以上	9dB以上	15dB以上	19dB以上	21dB以上
軽量E級	-5dB以上	4dB以上	10dB以上	14dB以上	16dB以上

#### 1.2 安全性の確保

##### 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

###### a) 床の積載荷重に対する安全性

床の耐積載荷重については、床の弱いと思われる位置（接合部を含み数ヶ所）を中心とした面積 1.62 m<sup>2</sup> (1.8m×0.9m) の位置に、所定の等分布荷重を加え、たわみ量が一定の寸法以下であること。

###### b) 床の局部集中荷重に対する安全性

床の耐局部集中荷重については、床の弱いと思われる位置（接合部を含み数ヶ所）に、所定の局部集中荷重を加え、たわみ量が一定の寸法以下であること。

###### c) 床の衝撃荷重に対する安全性

床の衝撃強さについては、床の弱いと思われる位置（接合部を含み数ヶ所）に、所定の衝撃を与え、破壊等がないこと。

### 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物等がないこと。

### 1.2.3 健康上の安全性の確保

構成部品に使用する材料の、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策

構成部品に使用する材料に対し、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

#### (1.2.4 火災に対する安全性の確保)

### 1.3 耐久性の確保

湿分に対する安定性

部材の湿分に対する安定性は、所定の加湿繰り返しにより、変位が一定の寸法以下であること。

### 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

#### 1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造上における活動が環境に配慮されたものであること。

#### 1.4.2 内装床ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

##### 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

##### 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切、かつ、簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

#### 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組の内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

### 2 供給者の供給体制等に係る要求事項

#### 2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理していること。

#### 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

##### 2.2.1 適切な品質保証の実施

###### a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

###### b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、5年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次の事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

###### <免責事項>

1. 住宅用途以外で使用した場合の不具合
2. ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
3. メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
4. メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
5. 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
6. 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
7. ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
8. 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合
9. 漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

##### 2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

##### 2.2.3 適切な維持管理への配慮

###### 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

###### 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取

替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。

- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

## 2.2.4 確実な維持管理体制の整備

### 2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。  
b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

### 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

### 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

## 2.3 適切な施工の担保

### 2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

### 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

施工方法・納まりが適切に定められているとともに、施工上の禁止事項、注意事項、留意事項が定められていること。

## 3 情報の提供に係る要求事項

### 3.1 基本性能に関する情報提供

内装床ユニットに関する基本的な事項についての情報のうち所用事項が、容易に入手できる方法により提供されること。

### 3.2 使用に関する情報提供

内装床ユニットについて、所用事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

### 3.3 維持管理に関する情報提供

内装床ユニットの専門的な維持管理の実施に要する所用事項が、容易に入手できる方法により維持管理者等に適切に提供されること。

### 3.4 施工に関する情報提供

内装床ユニットの施工について、次の事項を記載した施工説明書等が施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。  
b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が、施工者に提供されること。

### Ⅲ. 附則

1. この認定基準（内装床ユニット BLS IU:2013）は、2013年4月30日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（内装床ユニット BLS IU:2009）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

# 優良住宅部品認定基準（内装床ユニット） 解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（内装床ユニット）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

## I 今回の改正内容

1. 保証における免責事項の基準内への記載
2. 適切な施工の担保及び情報提供の変更
3. 引用 JIS 規格の更新

## II 基準改正の履歴

【2009年10月1日公表・施行】

床衝撃音の遮断性能に係る試験方法及び情報提供の明確化

【2009年3月31日公表・施行】

安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

【2006年12月28日公表・施行、2008年10月1日一部追記】

附則の追記

【2006年12月28日公表・施行】

評価基準の制定